

平成 27 年 3 月 11 日

## 株式会社 富士カガク 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の間

2、内容

目標 1 産前産後、育児休業に基づく諸制度の更なる周知を図り、妊娠・出産を機に退職する従業員の割合を減らす。

### <対策>

・平成 27 年 4 月～

育児休業等の制度を利用した従業員の意見を徴収し、育児休業を行う前にどういったことが知りたかったのかを把握する。

それを参考に、今後制度利用の申出があった時、予定日が確定した段階で、実際の日程に沿った産前産後休業期間や育児休業期間に関する説明を行い、それに係る育児休業給付金や社会保険料免除の制度について、書面をもって情報提供する。

・平成 27 年 5 月～

社員が集まる場所にパンフレット置き場等を確保し、資料を提供する。

育児休業など諸制度について社員の理解を深め、制度利用を促進する。

又、育児休業に関する会社への届出書の記入例等を示した資料も設置する。

・平成 28 年～

社内に相談窓口を設置する。

・平成 30 年～

社員にアンケートを実施し、希望者が多かった場合は、社内での制度講習を実施し、従業員への理解を深めていく。

### <その他>

・働きやすい職場環境の整備を行うため、資料置き場を活用し、ハラスメント防止のための資料を全従業員に配布し、意識啓発や情報提供を行う。

・同様にメンタルヘルスケア対策の為、人がメンタル不調に陥った際に、どのような兆候が現れるかなど、メンタルヘルス・ストレス等に関する情報を提供し、従業員に同僚がメンタル不調に陥っていないかなどストレスへの気づきを促す。

目標2 時間外労働時間の削減、年次有給休暇の取得の促進を図る。

<対策>

- ・平成27年4月～  
月単位で従業員の時間外労働時間のデータを管理し、現在の状況を把握する。  
年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・平成28年4月～  
各部署において時間外労働時間の削減に対して対策を講ずる。
- ・平成30年～  
社内のニーズを調べ、年次有給休暇の計画的付与を検討するほか、半日有給など新しい年次有給休暇制度の導入を検討する。

目標3 トライアル雇用制度をより積極的に導入し、若年者を採用する。

<対策>

- ・平成27年4月～  
現在、ハローワークに出している求人及び今後の求人について、トライアル雇用についての各部署の意見、ニーズを把握するとともに、制度の説明、利用を促進する。
- ・平成27年5月～  
各部署の合意を得た求人については、ハローワークを通じてトライアル雇用求人をする。